

浜松市動物被害対策事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 市長は、イノシシ、サル、シカ等の野生動物による農林産物の被害を防止し、もって本市の農林業の振興及び経営の安定を図るため、農畜産物及び森林被害対策に関する事業を実施する事業主体に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。その交付に関しては、浜松市補助金交付規則（昭和55年浜松市規則第17号。以下「規則」という。）及びこの交付要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、各号に定めるものとする。

(1) 団体等

農業協同組合、森林組合、町内会、自治会、部農会、農事組合法人、一般法人、猟友会及び農林産物栽培者2人以上で構成される任意団体をいう。

(2) 個別型申請

市内において農林産物を栽培又は畜産物を飼育している個人又は団体等による申請をいう。

(3) 一体型申請

研修修了者を含み、市内の近接した土地において農林産物を栽培又は畜産物を飼育している2主体以上の個人又は団体等による申請をいう。

(4) 電気柵

動物が触れた際に電気ショックを与える機構を有した柵をいう。

(5) 防護施設

フェンス等野生動物の侵入を防止するものをいう。

(6) 複合柵

電気柵と防護施設を一体的に整備するものであり、設置延長の半分以上が重複するものをいう。

(7) 忌避効果資材

点滅ライト等野生動物を光により威嚇して侵入を防止するもの及び野生動物の嫌がる臭いによる忌避効果を活用するものをいう。

(8) 追払い資材

野生動物を追い払うために使用する花火及びその発射台、パチンコ、エアガン及び音を発する装置をいう。

(9) 捕獲わな

鳥獣保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第39条に規定するわな猟免許所持者が設置する箱わな、くくりわな及び囲いわなをいう。

(10) 鳥獣被害対策環境整備用資材

鳥獣被害対策のために実施する緩衝帯設置、放任果樹・樹木の伐採・剪定、放置竹林の管理及び雑草管理等の環境整備に用いる資材をいう。

(11) 研修

鳥獣被害対策のために設立又は活動している組織（例：浜松地域鳥獣被害対策協議会、浜松市鳥獣被害対策実施隊、農業協同組合、森林組合、猟友会）により実施される、鳥獣被害対策の基本的事項を習得するための研修会・勉強会をいう。

(補助の対象等)

第3条 この要綱による補助の対象は、別表に定めるものとする。

(交付の申請)

第4条 補助金の交付申請をしようとする者は、次の各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金交付申請書（第1号様式）
- (2) 事業計画書（第2号様式又は第3号様式又は第4号様式）
- (3) 収支予算書（第5号様式）
- (4) 市民税・県民税・森林環境税の特別徴収義務者指定通知書の写し（給与所得者を雇用する事業者の場合）

2 前項の規定に関わらず、事業の目的及び内容により市長が必要ないと認めるときは、前項各号に掲げる事項の一部の記載若しくは前項各号に掲げる書類の添付を省略することができる。

(交付の決定)

第5条 市長は前条の申請があったときは、当該申請書を審査し、適当であると認めるものについて補助金の額を決定し、申請者に補助金交付決定通知書（第6号様式）により通知するものとする。

(交付の条件)

第6条 次に掲げる事項は補助金を交付する際の条件とする。

- (1) 補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。
- (2) 補助金の収支に関わる帳簿を整え、領収書等関係書類を整理するとともに、これらの帳簿及び書類については、補助金交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならない。
- (3) 事業実施者は、補助事業により設置された資材及び施設等について、事業の完了後においても注意をもって管理しなければならない。
- (4) 補助事業の完了により当該補助事業者に相当の収益が生じると認められる場合においては、当該補助金の交付の目的に反しない場合に限り、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を市に納付すること。
- (5) 規則第17条第1項の規定により補助金の交付の決定の取消しを受け、補助金の返還の請求を受けたとき又は当該返還の期限までに納付しなかったときは、規則第

18 条の 2 の規定に基づき、加算金又は遅延損害金を市に納付する。

(6) 補助金の返還の請求を受け、当該補助金、加算金又は遅延損害金の全部又は一部を納付しない場合、規則第 18 条の 3 の規定に基づき、他の交付すべき補助金についてその交付を一時停止し、又は未納額との相殺をする場合がある。

(7) 忌避効果資材を設置する場合は、人及び車両の進行や近隣の住民の社会生活に障害を生じさせないこと。

(8) 電気柵を設置する場合は、電気設備に関する技術基準を定める省令（平成 9 年。通商産業省令）第 52 号に基づき、感電又、火災及び電波障害発生のおそれがないよう、以下の措置を講じること。

ア 設置した場所には、人が見やすいように危険である旨の表示をすること。

イ 電圧 30V 以上の電源から電気の供給を受ける電源装置を使用する場合、電源装置は電気用品安全法の適用を受けるものであること。また、漏電遮断機（定格感度電流が 15mA 以下、動作時間が 0.1 秒以下の電流動作型のものに限る。）を設置すること。

ウ 近隣の無線設備に継続的かつ重大な障害を生じさせないように設置すること。

(9) 野生動物の追払い資材を使用する場合は、火災に十分注意するとともに車両の進行や周囲を通行中の人や物に障害及び損失を生じさせないように使用すること。

(10) 野猿対策犬を使用する場合は、狂犬病予防法等関係法令を遵守すること。また、当該犬の健康管理や、周辺の人や物に危害を生じさせないように十分留意すること。

(11) 豚熱緊急対策事業を実施する場合は、以下の家畜防疫対策の措置を講じること。

ア 防護施設等の設置物及び設置物の固定に要する資材等は、養豚場等敷地内への搬入前までに、豚熱ウイルスに効果のある消毒薬で消毒すること。

イ 防護施設等の設置作業後において、作業者の履物、衣服、手袋等を豚熱ウイルスに効果のある消毒薬で消毒すること。

(12) 補助金の交付を受けた日から 5 年間に於いて、市が実施する補助事業に関する調査に協力しなければならないこと。

（補助対象者）

第 7 条 補助の対象となる者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(1) 市税を完納していること。

(2) 納税義務者に対して給与の支払いをするものにあつては、市民税・県民税・森林環境税の特別徴収義務者として指定されていること又は指定されていないことについて正当な理由があること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助の対象としない。

(1) 暴力団（浜松市暴力団排除条例（平成 24 年浜松市条例第 81 号。以下「条例」という。）第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。）

(2) 暴力団員等（条例第 2 条第 4 号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）

- (3) 暴力団員等と密接な関係を有する者
- (4) 前3号に掲げる者のいずれかが役員等（無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。）となっている法人その他の団体

(5) 前各号に掲げる者のほか、公の秩序に反するおそれがあると認められる団体
(着工)

第8条 事業の着工は原則として第5条の交付の決定に基づき行うものとする。ただし、別表の豚熱緊急対策事業の申請者が交付の決定前に着工する場合にあっては、その理由を明記した交付決定前着工届（様式第7号）を市長に提出しなければならない。なお、この場合においては、申請者は、交付の決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを明らかにした上で行うものとする。

(変更の申請)

第9条 補助事業者が、事業の変更をしようとする場合で次のいずれかに該当する場合は、補助金変更承認申請書（第8号様式）に変更事業計画書（第2号様式又は第3号様式又は第4号様式）及び変更収支予算書（第5号様式）を添えて提出し、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

- (1) 事業計画書の実施事業区分又は設置場所を変更しようとする場合
- (2) 補助金額が増加する変更をしようとする場合
- (3) 補助金額がその20パーセントを超えて減額する変更をしようとする場合
- (4) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合

(変更の承認)

第10条 市長は、前条による申請が適当であると認めた場合には、補助事業者に補助金変更承認通知書（第9号様式）により通知するものとする。

(実績報告)

第11条 補助事業者は当該事業が完了した後、次に掲げる書類を速やかに市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金実績報告書（第10号様式）
- (2) 事業実績書（第2号様式又は第3号様式又は第4号様式）
- (3) 収支決算書（第5号様式）

(交付の確定)

第12条 市長は、前条の報告を受けた場合はその内容を審査し、適当であると認めたときは交付すべき補助金の額を確定し、補助金交付確定通知書（第13号様式）により通知するものとする。

(補助金の請求)

第13条 補助金の交付は、前条による補助金交付確定通知書を受領した者が、受領後速やかに補助金交付請求書（第12号様式）により市長に請求するものとする。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日より施行し、令和 3 年度から令和 5 年度までの補助金に適用する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日より施行し、令和 4 年度から令和 5 年度までの補助金に適用する

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日より施行し、令和 6 年度から令和 8 年度までの補助金に適用する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 6 月 3 日より施行し、令和 6 年度から令和 8 年度までの補助金に適用する。

別表

事業名		補助対象経費	条件	補助率・限度額
農畜産物被害防除事業	個別型申請	複合柵の購入費	年度につき1回。同一箇所での申請は、前回の完成日から金属製フェンスの場合は10年以上（部分的補修の場合は3年以上）、その他の場合は3年以上経過していること。	10分の2以内 100千円 ※研修修了者 10分の5以内 250千円
		防護施設の購入費	年度につき1回。同一箇所での申請は、前回の完成日から金属製フェンスの場合は10年以上（部分的補修の場合は3年以上）、その他の場合は3年以上経過していること。	10分の2以内 80千円 ※研修修了者 10分の5以内 200千円
		野猿対策犬の購入費 又は養成費	1回限り。ただし、補助を受けた野猿対策犬が活動できなくなった場合は再度申請可。	
		電気柵の購入費	年度につき1回。同一箇所での申請は、前回の完成日から3年以上経過していること。	10分の2以内 20千円 ※研修修了者 10分の5以内 50千円
		忌避効果資材の購入費	年度につき1回。	
		追払い資材の購入費	年度につき1回。	
		捕獲わなの購入費 （囲いわなの場合は 工事費含む）	年度につき1回。わな猟免許所持者に限る。同一動物を捕獲対象とした檻の申請については、前回の完成日から3年以上経過していること。	
		上記の事業を活用して設置した複合柵及び防護施設、電気柵の機能強化に必要な経費	機能の強化が明らかに認められるもの。年度につき1回。	別表2に定める
	一体型申請	複合柵の購入費	年度につき1回。同一箇所での申請は、前回の完成日から金属製フェンスの場合は10年以上（部分的補修の場合は3年以上）、その他の場合は3年以上経過していること。	10分の5以内 申請者数に 250千円を乗じた額
		防護施設の購入費	年度につき1回。同一箇所での申請は、前回の完成日から金属製フェンスの場合は10年以上（部分的補修の場合は3年以上）、その他の場合は3年以上経過していること。	10分の5以内 申請者数に 200千円を乗じた額
		野猿対策犬の購入費 又は養成費	1回限り。ただし、補助を受けた野猿対策犬が活動できなくなった場合は再度申請可。	

		鳥獣被害対策環境整備用資材の購入費	年度につき1回。前回の補助金交付日から2年以上経過していること。 緩衝帯設置の場合：3m幅 50m以上 放任果樹・樹木の低木化・伐採の場合：10 本以上	10 分の5 以内 環境整備参加人数に 50 千円を乗じた額
		電気柵の購入費	年度につき1回。同一箇所での申請は、前回の完成日から3年以上経過していること。	10 分の5 以内 申請者数に 50 千円を乗じた額
		忌避効果資材の購入費	年度につき1回。	
		追払い資材の購入費	年度につき1回。	
		捕獲わなの購入費 (囲いわなの場合は工事費含む)	年度につき1回。わな猟免許所持者に限る。同一動物を捕獲対象とした檻の申請については、前回の完成日から3年以上経過していること。	
		第一種及び第二種銃猟免許所持者が使用する猟犬用受発信機の購入費	年度につき1回。上限3頭。技適マークが付いた受発信機であること。同一犬での申請は前回の納品日から3年以上経過していること。	10 分の5 以内 猟犬頭数に 20 千円を乗じた額
		上記の事業を活用して設置した複合柵及び防護施設、電気柵の機能強化に必要な経費	機能の強化が明らかに認められるもの。年度につき1回。	別表 2 に定める
豚熱緊急対策事業	個別型申請	複合柵の購入費、複合柵の固定に要する資材費及び同柵・資材の消毒に必要な経費	年度につき1回。同一箇所での申請は、前回の完成日から金属製フェンスの場合は10年以上（部分的補修の場合は3年以上）、その他の場合は3年以上経過していること。	10 分の5 以内
		防護施設の購入費、防護施設の固定に要する資材費及び同施設・資材の消毒に必要な経費	年度につき1回。同一箇所での申請は、前回の完成日から金属製フェンスの場合は10年以上（部分的補修の場合は3年以上）、その他の場合は3年以上経過していること。	別表 2 に定める
		電気柵の購入費、電気柵の固定に要する資材費及び同柵・資材の消毒に必要な経費	年度につき1回。同一箇所での申請は、前回の完成日から3年以上経過していること。	
		上記の事業を活用して設置した複合柵及び防護施設、電気柵の機能強化に必要な経費	機能の強化が明らかに認められるもの。年度につき1回。	

森林食害防除事業	個別型申請	忌避効果資材の購入費	年度につき1回。	10分の5以内 50千円
	一体型申請	忌避効果資材の購入費	年度につき1回。	10分の5以内 申請者数に50千円を乗じた額

- 備考
- 1 補助金額は、千円未満の端数があるときはこれを切り捨てる。
 - 2 他の補助事業との重複交付は認めないものとする。
 - 3 補助対象経費は、事業費から消費税及び地方消費税を除いた額とする。
 - 4 資材の購入と同時に発生する送料については、これを補助対象経費とみなす。
 - 5 豚熱緊急対策事業は、その発生状況に応じて市が対象事業から外すことがある。

別表2（農畜産物被害防除事業、豚熱緊急対策事業共通）

前回交付対象	今回申請対象 補助率・限度額		
	複合柵	防護施設	電気柵
複合柵	10分の2以内 100千円から前回交付額を除いた額 ※研修修了者 10分の5以内 250千円から前回交付額を除いた額	10分の2以内 100千円から前回交付額を除いた額 ※研修修了者 10分の5以内 250千円から前回交付額を除いた額	10分の2以内 100千円から前回交付額を除いた額 ※研修修了者 10分の5以内 250千円から前回交付額を除いた額
防護施設	10分の2以内 100千円から前回交付額を除いた額 ※研修修了者 10分の5以内 250千円から前回交付額を除いた額	10分の2以内 80千円から前回交付額を除いた額 ※研修修了者 10分の5以内 200千円から前回交付額を除いた額	10分の2以内 100千円から前回交付額を除いた額 ※研修修了者 10分の5以内 250千円から前回交付額を除いた額
電気柵	10分の2以内 100千円から前回交付額を除いた額 ※研修修了者 10分の5以内 250千円から前回交付額を除いた額	10分の2以内 100千円から前回交付額を除いた額 ※研修修了者 10分の5以内 250千円から前回交付額を除いた額	10分の2以内 20千円から前回交付額を除いた額 ※研修修了者 10分の5以内 50千円から前回交付額を除いた額

第1号様式（第4条関係）

年 月 日

（あて先）浜松市長

〒
住 所
名 称
（代表者）氏名
（署名又は記名押印をしてください）
電 話
生年月日（個人の場合）

補助金交付申請書

年度において浜松市動物被害対策事業費補助金事業を実施したいので、補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

記

1 補助事業の目的
野生鳥獣による農林産物の被害を防止するため

2 事業の内容

3 交付申請額及び算出の基礎

区分	事業費	補助率	補助申請額	備 考
補助対象経費 （税抜き）	円	／10	円	限度額 円 申請額は千円未満切り捨て
補助対象外経費	円			
合計	円			

4 市税の納付又は納入の状況の確認についての同意（同意する場合は下記に☑を記入）

□ 浜松市動物被害対策事業費補助金交付要綱第7条の規定により、市において、申請者の市税の納付又は納入状況について確認することに同意します。

5 暴力団排除に関する誓約（誓約及び承諾する場合は下記に☑を記入）

□ 浜松市動物被害対策事業費補助金の交付申請にあたり、下記事項について誓約し、承諾します。

（1）次に掲げる者のいずれにも該当しません。

・暴力団（浜松市暴力団排除条例（平成24年浜松市条例第81号。以下「条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。）

・暴力団員等（条例第2条第4号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）

・暴力団員等と密接な関係を有する者

・（法人その他の団体の場合）上記3点に掲げる者のいずれかが役員等（無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべきもの、支配人及び清算人をいう。）となっている法人その他の団体

（2）浜松市が暴力団排除に必要な場合には、静岡県警察本部又は管轄警察署に照会することを承諾します。

第2号様式（第4条、第9条、第11条関係）

農畜産物被害防除事業 事業計画書（変更事業計画書、事業実績書）

1 事業の内容 【 個別型（ 研修有 ・ 研修無 ） ・ 一体型 】

実施事業区分	複合柵	電気柵	防護施設	忌避効果資材
	捕獲わな	追払い資材		野猿対策犬
	他（ ）			
対象動物				
対象農林産物				
事業実施による被害軽減(想定)量	k g		k g	
施工延長及び事業面積	m		m ²	
設置場所	浜松市			
事業実施期間（予定）	年 月 日 ～ 年 月 日			
研修有の場合 研修名及び研修年月日（修了番号）	研 修 名： 研修年月日： 修 了 番 号：			

（注）実施事業区分については該当する事業名を丸で囲むこと。

事業区分が、複合柵・電気柵・防護施設の場合のみ、施工延長及び事業面積を記入。

2 経費の配分

区分	補助対象事業費 (消費税及び地方消費税を除く)	経費の内訳			備考
		補助率（ 20%以内 ・ 50%以内 ）			
		市補助金	事業主体負担金	その他	
事業費	円	円	円	円	
計					

（注）経費の内訳にその他がある場合は、備考欄にその内容を記入すること。

3 添付書類

(1) 事業（変更事業）計画書の場合

- ア 地図等設置場所の分かるもの（複合柵、電気柵、防護施設の場合に限る）
- イ 見積書（価格が確認できるカタログやウェブページのコピー等も可）
- ウ 捕獲わなの場合は、わな猟免許証の写し
- エ 研修修了者は、それを証明する書面
- オ 一体型の場合は、参加者全員の氏名・住所の一覧及び委任状

(2) 事業実績書の場合

- ア 設置場所の写真（設置の前後2枚。複合柵、電気柵、防護施設に限る）
- イ 納入又は完成写真
- ウ 領収書等の支払内容及び支払金額のわかるもの

第3号様式（第4条、第9条、第11条関係）

豚熱緊急対策事業 事業計画書（変更事業計画書、事業実績書）

1 事業の内容

実施事業区分	複合柵	防護施設	電気柵
対象動物	イノシシ		
対象畜産物	豚 ・ 飼育イノシシ		
被害未然防止頭数	頭		
施工延長 及び事業面積	m		m ²
設置場所	浜松市		
事業実施期間 (予定)	年 月 日 ～ 年 月 日		
養豚場搬入前の 消毒について	消毒年月日	年 月 日	
	消毒薬名		
	消毒場所		
	消毒者		

(注) 実施事業区分については該当する事業名を丸で囲むこと。

2 経費の配分

区分	補助対象 事業費 (消費税及び 地方消費税を除く)	経費の内訳			備考
		市補助金	事業主体 負担金	その他	
事業費	円	円	円	円	
計					

(注) 経費の内訳にその他がある場合は、備考欄にその内容を記入すること。

3 添付書類

(1) 事業（変更事業）計画書の場合

- ア 地図等設置場所の分かるもの（地面がコンクリートや岩盤等のため、支柱以外に柵の固定に要する資材を使用した場合、その箇所及び資材名を地図中に図示すること。）
- イ 見積書（価格が確認できるカタログやウェブページのコピー等も可）

(2) 事業実績書の場合

- ア 資材及び設置場所の写真
- ・当該柵、資材の全数が入っている写真
 - ・100mごとに当該柵設置の前及び後各1枚
 - ・養豚場搬入前の当該柵及び資材消毒場所（例：出入口）及び消毒薬剤の写真各1枚
- イ 領収書等の支払内容及び支払金額のわかるもの

第 4 号様式（第 4 条、第 9 条、第 11 条関係）

森林食害防除事業 事業計画書（変更事業計画書、事業実績書）

1 事業の内容 【 個別型 ・ 一体型 】

事業の概要				
事業の効果				
実施場所、面積等				
経費の配分	事業費 (円)	経費の内訳		
		市補助金 (円)	事業主体負担金 (円)	その他 (円)
実施期間				
備考				

2 添付書類

- (1) 事業（変更事業）計画書の場合
ア 地図等の実施場所の分かるもの
イ 見積書

- (2) 事業実績書の場合
ア 森林食害防除事業成績書
イ 納入又は完成写真
ウ 領収書等の支払内容及び支払金額のわかるもの

第 5 号様式（第 4 条、第 9 条、第 11 条関係）

収支予算書（変更収支予算書、収支決算書）

記

1 収入の部

区 分	予 算 額 (変更予算額) (決 算 額)	(予 算 額)	比 較		備 考
			増	△減	
市 補 助 金	円	円	円	円	
事業主体負担金					
そ の 他					
合 計					

2 支出の部

区 分	予 算 額 (変更予算額) (決 算 額)	(予 算 額)	比 較		備 考
			増	△減	
	円	円	円	円	
合 計					

（注）変更収支予算書が提出・承認された事業の収支決算書の場合は、（予算額）欄に変更前の予算額を上段に括弧書きし、変更後の予算額を下段に記入すること。

様

浜松市長

補助金交付決定通知書

年 月 日付け申請のあった浜松市動物被害対策事業費補助金
（ 事業）について、下記のとおり交付決定します。

記

1 補助金の交付決定額

	百	拾	万	千	百	拾	円
¥							

2 補助対象農地

3 補助金を交付するにあたっての条件
別紙のとおり

＜補助金を交付するにあたっての条件＞

補助金を交付するにあたっての条件は以下のとおりです。

(1) 各事業共通

- ア 補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならないこと。
 - イ 補助金の収支に関わる帳簿を整え、領収書等関係書類を整理するとともに、これらの帳簿及び書類については、補助金交付を受けた年度終了後 5 年間保管しなくてはならないこと。
 - ウ 事業実施者は補助事業により設置された資材及び施設等について、事業の完了後においても注意をもって管理しなければならないこと。
 - エ 補助事業の完了により当該補助事業者に相当の収益が生じると認められる場合においては、当該補助金の交付の目的に反しない場合に限り、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を市に納付すること。
 - オ 浜松市補助金交付規則（以下「規則」という。）第 17 条第 1 項の規定により補助金の交付の決定の取消しを受け、補助金の返還の請求を受けたとき又は当該返還の期限までに納付しなかったときは、規則第 18 条の 2 の規定に基づき、加算金又は遅延損害金を市に納付する。
 - カ 補助金の返還の請求を受け、当該補助金、加算金又は遅延損害金の全部又は一部を納付しない場合、規則第 18 条の 3 の規定に基づき、他の交付すべき補助金についてその交付を一時停止し、又は未納額との相殺をする場合がある。
 - キ 申請者が市税を完納していること。
 - ク 浜松市暴力団排除条例に規定する暴力団等でないこと。
- (2) 農畜産物被害防除事業のうち忌避効果資材を設置する場合は、人及び車両の進行や近隣の住民の社会生活に障害を生じさせないこと。
- (3) 農畜産物被害防除事業のうち電気柵を設置する場合は、電気設備に関する技術基準を定める省令（平成 9 年。通商産業省令）第 52 号に基づき、感電又、火災及び電波障害発生のおそれがないよう、以下の措置を講じること。
- ア 設置した場所には、人が見やすいように危険である旨の表示をすること。
 - イ 電圧 30V 以上の電源から電気の供給を受ける電源装置を使用する場合には電源装置は電気用品安全法の適用を受けるものであること。また、漏電遮断機（定格感度電流が 15mA 以下、動作時間が 0.1 秒以下の電流動作型のものに限る。）を設置すること。
 - ウ 近隣の無線設備に継続的かつ重大な障害を生じさせないように設置すること。
- (4) 農畜産物被害防除事業のうち野生動物の追払い用資材を使用する場合は、火災に十分注意するとともに車両の進行や周囲を通行中の人や物に障害及び損失を生じさせないように使用すること。
- (5) 農畜産物被害防除事業のうち野猿対策犬の訓練を活用する場合は、狂犬病予防法等関係法令を遵守すること。また、当該犬の健康管理や、周辺の人や物に危害を生じさせないように十分留意すること。
- (6) 豚熱緊急対策事業を実施する場合は、以下の家畜防疫対策の措置を講じること。
- ア 防護施設等の設置物及び設置物の固定に要する資材等は、養豚場等敷地内への搬入前までに、豚熱ウイルスに効果のある消毒薬で消毒すること。
 - イ 防護施設等の設置作業後において、作業者の履物、衣服、手袋等を豚熱ウイルスに効果のある消毒薬で消毒すること。
- (7) 補助金の交付を受けた日から 5 年間に、市が実施する補助事業に関する調査に協力しなければならないこと。

第 7 号様式（第 8 条関係）

年 月 日

（あて先）浜松市長

〒
住 所
名 称
（代表者）氏名
（署名又は記名押印をしてください）
電 話

浜松市動物被害対策事業費補助金
（豚熱緊急対策事業）
交付決定前着工届

年度浜松市動物被害対策事業費補助金事業（豚熱緊急対策事業）について、下記条件を了承の上、交付決定前に着工したいので、次のとおり交付決定前着工届を提出する。

- 1 補助金交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、自らが負担する。
- 2 補助金交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がない。
- 3 当該事業については、着工か補助金交付決定を受ける期間内においては、計画変更は行わない。

整備内容	総事業費	着工予定 年月日	竣工予定 年月日	交付決定前着工の理由

第 8 号様式（第 9 条関係）

年 月 日

（あて先）浜松市長

住 所
名 称
（代表者）氏名

（署名又は記名押印をしてください）

補助金変更承認申請書

年 月 日付け浜松市指令 第 号により補助金交付決定を受けた浜松市
動物被害対策事業費補助金（ 事業）計画を次のとおり変更したいので、承認
されるよう関係書類を添えて申請します。

記

1 計画の変更の理由

2 変更の内容

添付書類

1 変更事業計画書

- （1）農畜産物被害防除事業の場合 第 2 号様式
- （2）豚熱緊急対策事業の場合 第 3 号様式
- （3）森林食害防除事業の場合 第 4 号様式

2 変更収支予算書（第 5 号様式）

（注）変更の内容は変更前と変更後について記入すること。

様

浜松市長

補助金変更承認通知書

年 月 日付け申請のあった浜松市動物被害対策事業費補助金
（ 事業）については、下記のとおり承認します。

記

- | | | |
|---|--------------|---|
| 1 | 補助金交付決定額 | 円 |
| 2 | 今回変更額（減額・増額） | 円 |
| 3 | 変更決定額 | 円 |

第 10 号様式（第 11 条関係）

年 月 日

（あて先）浜松市長

住 所
名 称
（代表者）氏名

（署名又は記名押印をしてください）

補助金実績報告書

年 月 日付け浜松市指令 第 号により補助金交付決定を受けた浜松市動物被害対策事業費補助金（ 事業）に係る事業が完了したので、関係書類を添えて報告します。

添付書類

1 事業実績書

- （1）農畜産物被害防除事業の場合 第 2 号様式
- （2）豚熱緊急対策事業の場合 第 3 号様式
- （3）森林食害防除事業の場合 第 4 号様式

2 収支決算書（第 5 号様式）

第 年 月 日 号

様

浜松市長

補助金交付確定通知書

年 月 日付け報告のあった浜松市動物被害対策事業費補助金実績報告書を
審査した結果、下記金額を 年度浜松市動物被害対策事業費補助金（ 事
業）として確定します。

記

補助金の交付確定額

		拾	万	千	百	拾	円
¥							

年 月 日

（あて先）浜松市長

所 在 地
名 称
代表者氏名

補 助 金 交 付 請 求 書

年度浜松市動物被害対策事業費補助金（ 事業）として、下記のとおり請求します。

記

1 補助金の請求額

金 円

2 補助金の振込先口座

振込先金融機関名		預金種別	口座番号
銀行 金庫 農協	本 店 支 店 営業部 出張所	普通預金 当座預金	第 号
口座名義（カナ）			